

衛研ニュース

第7号

川崎市衛生研究所

平成 22 年10月発行



その1

【食品検査室】

「健康食品」の検査

インターネットで個人輸入した ダイエット用健康食品による健康

被害(疑い)の情報が健康福祉局健康安全室に寄せられ、衛生研究所で成分の分析を行いました。

その結果、日本で使用が認められていない医薬品成分のシブトラミン及びフェノールフタレインが検出され、「無承認無許可医薬品」として9月3日に報道発表を行いました。

「医薬品成分を含有するいわゆる健康食品の発見について」

医薬品成分を含んだカプセル状の 「無承認無許可医薬品」

(報道資料) (http://www.city.kawasaki.jp/press/info20100903_2/index.html)

「健康食品」とは?

「健康食品」とは、法令上に規定された言葉ではなく、一般的に、「健康の維持や増進等に役立つ食品」として栄養補助食品、健康補助食品、サプリメント等の名称で販売されています。

「健康食品」はあくまでも食品であることから、医薬品のように「癌に効く」「糖尿病に効く」といった薬効の標ぼう、医薬品専用の成分や原材料の使用等は「薬事法」により禁止されています。

無承認無許可医薬品とは?



医薬品として認められるためには、「薬事法」に基づく承認・許可を取得しなければなりません。この手続きを経ていないものを「無承認無許可医薬品」と呼んでいます。このような「無承認無許可医薬品」については、健康被害も多く発生しており、死亡例も報告されています。

特に海外の製品については、現地では医薬品でなくても日本では医薬品に該 当する成分を含むもの、薬事法で使用が認められていない成分を含むもの等の 問題があり、自己判断での使用には注意が必要です。

衛生研究所における取組み

衛生研究所では、このような無承認無許可医薬品の流通及び健康被害の発生を 防ぐため、健康福祉局健康安全室の依頼によりインターネットやドラッグストア 等で販売されている健康食品について、医薬品成分の検査を実施しています。



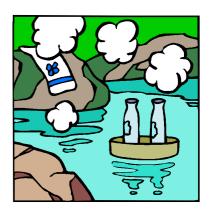


その2

【細菌検査室】

レジオネラ属菌について

レジオネラ属菌は水中や土壌などの環境中に広く存在し、 中でも空調設備に用いる循環水(冷却塔水)、プール水、循環 式浴槽、温泉水などからの検出率が高い菌となっています。 レジオネラ属菌を含んだ微小な水滴(エアロゾル)を吸入す ると感染が起こります。



症状

レジオネラ属菌に感染した場合、次のような症状が出ます。

『ポンティアック熱』・・ 風邪のような症状で、多くの場合、軽症で済みます。

『レジオネラ肺炎』・・・高熱、呼吸困難等の症状があり、後遺症が残ったり、死に至 る場合もあります。乳幼児・高齢者・基礎疾患を持つ方は注意が必要です。

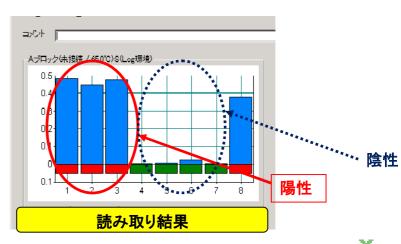
検査法

について解説します。

レジオネラ属菌の検査には、菌を培養して行う「培養法」と、検体水を直 接検査する「迅速法」があり、今回は遺伝子迅速検査法である「LAMP法」

LAMP法は細菌等が持つ遺伝子を調べるものです。レジオネラ属菌特有の遺伝子配列のみに反 応する試薬を用い、ある菌がレジオネラ属菌であれば反応が起こり、その反応を検査機器が読み取 り、結果をグラフとして表します。





★ 4月から9月までの『衛研ニュース』を下記 HP アドレスからご覧いただけます。

発行元 川崎市衛生研究所

川崎市川崎区大島5-13-10 〒210-0834

電話 044-244-4985 FAX 044-246-2606

メールアドレス 35eiken@city.kawasaki.jp

HPアドレス http://www.city.kawasaki.jp/35/35eiken/main.html

